

八 米海軍横須賀基地周辺地域

地 域		期 間	地 域	期 間
地 域		期 間	地 域	
		令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで		
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項の第一号に規定する道路をいう。以下同じ)の区間及びこれに含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する交差点。	東京都港区	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	神奈川県横須賀市	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目(二番及び二番、四番から八番)、六本木七丁目(十六番及び十五番)、麻布十番一丁目(二番から四番)	六本木アロービル	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	神奈川県横須賀市	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
九 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎周辺地域			九 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎周辺地域	
次に掲げる地点を順に結んだ線及び一に掲げる地点と七に掲げる地点とを結んだ線により囲まれる区域			一 東逸見町一丁目十四番地十先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(港町一~七)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
二 汐入町一丁目十八番地五先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(港町一~三二)			二 汐入町一丁目十八番地十二先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(若松三四七)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
三 汐入町三丁目十八番地一先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(汐留二八)			三 汐入町一番地米海軍横須賀基地東端(北緯三十五度十七分十九秒、東経百三十九度四十一分六秒)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
四 小川町十八番地十二先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(若松三四七)			四 小川町一丁目五百五十五番地先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱(吾妻二二)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
五 泊町一番地米海軍横須賀基地東端(北緯三十五度十七分十九秒、東経百三十九度四十一分六秒)			五 泊町二丁目六十二番地先側近に位置する東日本電信電話株式会社所有的電柱(大谷戸幹三)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
六 長浦町一丁目五百五十五番地先側近に位置する東京電力株式会社所有的電柱(吉倉三二)			六 汐入町一丁目四十二番地先側近に位置する東京電力株式会社所有的電柱(吉倉三二)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
七 長浦町二丁目六十二番地先側近に位置する東日本電信電話株式会社所有的電柱(鹿島一四四)			七 汐入町一丁目一四番地先側近に位置する東京電力株式会社所有的電柱(鹿島一四四)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで
八 汐入町一丁目八先側近に位置する国土交通省管理の街灯柱(○八七二EU国土交通省)			八 汐入町五丁目百七十五番地先側近に位置する東京電力株式会社所有的電柱(汐留六八)	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで

○外務省告示第十六号

外雅各書第一

等、外國公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外國公館等及び当該対象外國公館等の敷地又は区域並びに当該対象外國公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

外務大臣臨時代理

國務大臣 菅 義偉

義
傳

備考		期間	茂原カントリー俱乐部
対象 地域	対象 外國公館等に 係る対象施設周辺		
千葉県茂原市	千葉県茂原市	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
中善寺七百番地	中善寺（次の図面に示す部分に限る。）		
一 北緯三十五度 二十四分四十五秒、東経百四十度十六分二十秒の点			
二 北緯三十五度 二十四分三十五秒、東経百四十度十六分三十六秒の点			
三 北緯三十五度 二十四分二十七秒、東経百四十度十六分五十秒の点			
四 北緯三十五度 二十四分八秒、東経百四十度十六分十一秒の点			
五 北緯三十五度 二十四分一秒、東経百四十度十六分十五秒の点			
六 北緯三十五度 二十三分五十五秒、東経百四十度十六分四十秒の点			
七 北緯三十五度 二十三分四十五秒、東経百四十度十六分二十六秒の点			
八 北緯三十五度 二十三分三十四秒、東経百四十度十五分六十秒の点			
九 北緯三十五度 二十三分四十五秒、東経百四十度十五分三十二秒の点			
十 北緯三十五度 二十四分八秒、東経百四十度十五分三十秒の点			

備考		赤坂プレス・センター		「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	
備考		期間		期間	
対象外國公館等の所在地域	対象外國公館等の敷地	対象外國公館等の所在地域	対象外國公館等の敷地	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	六分七秒
二 域に含まれる道路をいう。以下同じ。の区間にうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点はなるべくとも一側端のみがこの表の対象施設周辺地域の項目下欄に掲げる区間には含まれるものとする。 対象施設周辺地域に含まれるものとする。	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都港区	六本木七丁目二十三番 (次の図面に示す部分に限る。)	十一北緯三十五度二十四分十五秒、東経百四十度十五分四十七秒
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	丸の内一丁目一番地一号	丸の内一丁目一番地一号	南青山一丁目十八番から二十五番まで、南青山二丁目三十三番から三十五番まで、六本木六丁目二番から四番まで、六本木七丁目一番から十三番及び十五番から二十二番まで、西麻布一丁目二番から二十五番まで、西麻布二丁丁目一一番、二番及び十九番から二十一番まで及び四番まで	十二北緯三十五度二十四分二十四秒、東経百四十度十六分二秒	
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	丸の内一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)	丸の内一丁目一番地一号	西麻布三丁丁目一一番、二番及び十九番から二十一番まで及び四番まで	十三北緯三十五度二十四分三十七秒、東経百四十度十六分七秒	
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都港区	東京都港区	東京都港区
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	丸の内一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)	丸の内一丁目一番地一号	六本木七丁目二十三番	六本木七丁目二十三番	六本木七丁目二十三番
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都港区	東京都港区	東京都港区

八 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見所会		期間	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	
対象外國公館等の所在地	敷地	対象外國公館等の施設周辺	対象外國公館等の所在地	敷地
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	対象外國公館等の施設周辺	西逸見町一丁目無番地	西逸見町一丁目無番地
西逸見町一丁目無番地	西逸見町一丁目無番地	次に掲げる点を順次に結ぶ点を及び一に掲げる点と十を結んだ線により囲まれた区域	北緯三十五度十七分三十四秒、東経百三十九度三十秒	北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度三十九分

十 六本木アロービル		期間	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	
対象外國公館等の所在地	敷地	対象外國公館等の施設周辺	対象外國公館等の所在地	敷地
東京都港区	六本木三丁目十四番	六本木三丁目三番から十八番、六本木五丁目一番から九番及び十六番から十八番	六本木三丁目十四番	六本木三丁目十四番
東京都港区	六本木三丁目十四番	六本木三丁目三番から十八番、六本木五丁目一番から九番及び十六番から十八番	六本木三丁目十四番	六本木三丁目十四番

備考		○農林水産省告示第二百二十八号		
一 側端の一方のみがこの表の対象外國公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区城に含まれる道路をいう。以下同じ。(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。		○農林水産省告示第二百二十九号		
令和元年五月二十二日		○農林水産大臣 吉川 貴盛		
一 保安林の所在場所 三重県熊野市井戸町宇大シダ四四〇、四四一、四四二の二、四四三の一、四四四〇、四四六一から四四七二まで、四四六二の一、四四六八の一、四四七〇の一、四四八〇、字茗荷谷四四八五(次の図に示す部分に限る)。		○農林水産大臣 吉川 貴盛		
二 指定の目的 土砂の流出の防備		(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。		
三 指定施業要件		○農林水産大臣 吉川 貴盛		
(一) 立木の伐採の方法		二 保安林の所在場所 長崎県西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字音無四七六の一(次の図に示す部分に限る)、四七六の二、四七六の三		
1 次の森林については、主伐は、択伐による。		○農林水産大臣 吉川 貴盛		
2 次の森林については、主伐として伐採をすることは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		二 指定の目的 土砂の流出の防備		
(二) 立木の伐採の方法		三 指定施業要件		
1 立木の伐採の方法		(一) 立木の伐採の方法		
2 主伐に係る伐採種は、定めない。		1 主伐に係る伐採種は、定めない。		
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		2 主伐として伐採をすることは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
4 間伐として伐採をすることは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		(一) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
5 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
6 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
7 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
8 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(五) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
9 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(六) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
10 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(七) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
11 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(八) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
12 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(九) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
13 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
14 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十一) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
15 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
16 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十三) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
17 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十四) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
18 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十五) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
19 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十六) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
20 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十七) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
21 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十八) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
22 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(十九) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
23 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
24 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十一) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
25 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
26 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十三) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
27 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十四) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
28 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十五) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
29 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十六) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
30 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十七) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
31 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十八) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
32 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(二十九) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
33 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
34 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十一) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
35 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
36 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十三) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
37 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十四) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
38 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十五) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
39 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十六) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
40 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十七) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
41 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十八) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
42 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(三十九) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
43 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
44 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
45 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
46 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
47 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
48 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
49 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
50 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
51 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
52 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
53 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
54 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
55 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
56 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
57 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
58 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
59 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
60 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
61 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
62 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
63 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
64 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
65 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
66 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
67 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
68 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
69 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
70 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
71 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
72 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
73 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
74 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
75 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
76 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
77 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
78 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
79 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
80 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
81 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
82 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
83 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
84 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
85 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
86 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
87 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		
88 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		(四十) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間		